

令和6年度事業計画書

(自：令和6年4月1日～至：令和7年3月31日)

令和6年度事業計画書

I 基本方針

とうもろこしの輸入価格（通関価格）は、ロシアがウクライナに軍事進攻により急激に上昇傾向で推移したが、令和5年度に入ると横ばいで推移、さらに8月以降は再び下降傾向で推移しました。また、大豆油かすも同様で傾向していたが、9月以降は下降傾向で推移しています。

為替レートは、令和5年5月以降は急速な円安が進行し、一時は150円／ドルと近年にない円安と推移したが、直近は若干の円高で移行しました。

海上運賃については、一時急上昇したが、令和5年10月以降は下げ傾向で推移し、直近では54ドル／トンで推移しております。

このため、令和4年度には、配合飼料価格安定制度による補てん事業とは別に、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（国の事業：6,750円／トン）が交付され、4四半期においても引き続き交付（国の事業：8,500円／トン）された。

また、沖縄県においても、令和4年度に飼料価格高騰緊急対策事業の補助と積立金への補助が行われ、飼料価格高騰緊急対策事業は5年度まで継続されました。令和6年度は、畜産経営の状況によっては同様な措置がされるものと予想されます。

今後の配合飼料原料価格の動きにつきましては、海上運賃、円の為替相場、米中貿易摩擦、さらには新型コロナウイルスの感染拡大の影響、ウクライナ情勢の影響、中近東の情勢等も予断を許さない情勢が続くものと予想されます。

平成30年9月、我が国では平成4年以来26年ぶりとなる豚熱（CSF）が発生し、令和2年1月には、34年ぶりに沖縄県において発生が確認されています。その後も、全国で発生が見られ、防疫対策の強化が必要となっております。

隣国においては、豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）が中国、韓国、マレーシアなどで確認され、特にアフリカ豚熱はワクチンが実用化されていないため、拡大が懸念されます。

また、鳥インフルエンザにおいては、現在も国内で発生が続き、過去に発生例のない沖縄においても令和4年12月に高病原性鳥インフルエンザと確認されましたが、関係機関の懸命な防除作業により、令和5年1月12日付で収束しております。

会員、関係機関との連携のもと飼養衛生管理基準の遵守等防疫対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

このような厳しい情勢の中、当協会としては、加入者の経営安定を図る観点から、配合飼料価格差補てん事業の業務を迅速・的確に推進し、かつ、継続加入の周知に努めるとともに、荷受組合等と連携を図りながら畜産振興事業についても、推進してまいります。

II 事業計画

1 会議の開催及び出席

- (1) 定時総会・・・1回
- (2) 理事会及び臨時総会・・・関係法令に基づき適宜開催
- (3) 会員の配合飼料製造業者及び飼料荷受組合の担当者会議・・・必要に応じ開催
- (4) その他、県及び関係団体主催による諸会議出席

2 配合飼料価格差補てん事業

(1) 令和6年度契約件数及び契約数量

配合飼料価格安定制度のご理解と荷受組合及び飼料メーカー等の協力、特に、継続加入の周知等により、契約者の数量契約を期間内に円滑に実施します。

令和6年度の契約件数及び契約数量は、ロシアの軍事侵攻、令和2年2月に感染確認された新型コロナウイルス感染、高病原性鳥インフルエンザの影響等が懸念されが、契約件数及び契約数量とも僅かはあるが、前年を上回りました。

令和6年度契約件数及び契約数量

単位：トン

畜種	令和5年度当初(A)		令和6年度当初(B)				前年度比(B)/(A)	
	契約件数	契約数量	契約件数	うち新規加入者	契約数量	うち新規契約数量	契約件数	契約数量
乳用牛	5	1,540	5	2	1,646		100	107
肉用牛	451	24,960	454	26	25,889	398	101	104
豚	40	37,337	39		39,900		98	107
採卵鶏	30	22,293	30	1	23,939	16	100	107
ブロイラー	2	8,552	2		7,089		100	82
計	528	94,682	530		98,463	558	100	104

平成6年度の積立金の額について、財源水準が非常に厳しい状況にあることから、基本額については1,600円/トン（加入畜産家経営者800円/トン、契約製造業者800円/トン）とし、契約製造業者が積み立てる特別積立金については、800円/トンとし、合わせて2,400円/トンにすることになりました。

(単位;円/トン)

区 分	加入畜産 経営者	契約製造業者			合 計
		基 本	特別積立金	計	
通常補てん積立金の額	800	800	800	1,600	2,400

(3) 別途納付金の徴収について

平成30年度から、継続加入者で前年度契約数量を上回る加入者の別途納付金は徴収しないことになりましたが、基金に新規に加入する者、前年度途中解約者が改めて加入する場合は、引き続き徴収を行います。

(5) 配合飼料価格差補てん金交付業務について

価格差補てん金交付の業務については、本年度も昨年に引き続き、各荷受組合及び配合飼料製造メーカーと連携を密にし、迅速、かつ的確に業務を推進します。

3 畜産関連リース事業

本年度も(一財)畜産環境整備機構(以下「整備機構」という。)の実施する畜産高度化支援リース事業等について、整備機構との業務委託契約に基づき、荷受組合及び飼料メーカーの協力の下、貸付申請等の取りまとめ、検収の実施、リース料の徴収、整備機構への納入、各種報告等の業務を行います。

他のリース事業についても業務委託契約に基づき、荷受組合及び飼料メーカーと連携を図りつつ実施していきます

4 その他

国、県及び関係団体主催による会議等に積極的に参加し、情報の収集・会員への周知に努め、基金協会の業務の円滑な推進に努めます。また、畜産振興および畜産経営の安定のため、業務委託による財源確保を図りながら、当基金協会の目的達成に必要な事業等について会員等と連携を図りつつ、事業の推進に努めます。